

平成 31 年 2 月 1 日

環境省自然環境局

総務課 動物愛護管理室

野生生物課 希少種保全推進室

那覇自然環境事務所 野生生物課

奄美野生生物保護センター

奄美大島ねこ対策協議会

御中

川口短期大学 教授 小島 望

『奄美大島における生態系保全のためのノネコ管理計画』への意見書に対する回答について」  
への質問書

前回の平成 30 年 11 月 13 日付けの意見書では具体的な事例をあげて質問または意見を述べさせていただきました。しかし、その内容にはほとんど触れず、表面的な回答に終始していることについては誠に遺憾であるといわざるを得ません。こちらとしては現状を把握したうえで、専門的見地から意見を申し上げているので、行政として説明責任を適切に果たしていただきたく思います。以下、具体的な説明および回答を再度求めます。回答は 2 月 18 日までをお願いいたします。

1. 協議会では、捕獲された全ての個体に譲渡の機会を与える方針をとっています。譲渡対象者については捕獲開始よりも前から募集をしており、これまでも譲渡対象者に捕獲された個体の情報を伝え、適切に譲渡を行っています。

→本件については、「適切」な譲渡を行なう体制となっているとは考えられないために意見を申し上げました。譲渡の機会が大幅に狭められている現状を危惧して、個体情報の公開や保管期間の延長、譲渡に関する不合理な制限や審査制度の再考などの具体的な提案を示して譲渡の機会をより拡大するように要望し、また殺処分ゼロを目指す省の方針に沿ったかたちで捕獲されたネコを愛護法対象として取り扱うよう当然の要求をしています。再度、この 2 点について具体的な回答を求めます。

2. 「奄美ノネコ管理計画」では、ノラネコや飼い猫が捕獲される可能性があることを明記しています。それを踏まえた上で、捕獲後の対応を記載しております。

→「明記」していれば問題がないという回答なのであればこちらの意図が全くご理解いただけないようです。ノネコの定義を自然環境局長名義で通達する一方で、それに反したものも十把

一絡げにノネコと称して扱っているのは問題ではないかと指摘しているのです。本計画では、自然環境局長通達の範囲を超えてノネコの定義を拡大解釈をして捉えているのではないかという指摘に対して詳細にご説明ください。私自身が「野生」という曖昧にされ続けてきた定義について研究対象としているので、貴省がどのような考えのもとにノネコを定義し、実際にどのような解釈をもってネコを捕獲しているのかを把握したうえで、それが誤っているのであれば専門家として糺す責任があると考えております。現状からは関係部局間での調整が適切にできているとは思えないのでお伺いしております。

3. ノネコは、通常ノラネコや飼い猫よりも飼育が難しいと考えられ、適切に飼養できる者に譲渡することが必要であるため譲渡希望者に登録いただく制度としています。譲渡を希望する登録者には、捕獲個体の情報を提供しており、適切な譲渡の推進に努めているところです。また、譲渡希望者については常時募集しており、登録者が増えるよう努めていますのでご協力をいただければ幸いです。

→捕獲されるネコをノネコと決めつけているため、さらには実際に捕獲されているネコの大部分が人に馴れたノラネコであるという現状認識が欠落しているために、飼育が難しいと考えているのではないのでしょうか。実際にどのような個体が捕獲されているのかを把握できていないのであれば、現在まで譲渡されているネコがどのような状態であるのかを保護している団体に直接ヒアリングされるべきです。

そもそも登録者を増やし、譲渡の機会を拡大させるために、協議会の「殺処分前提」の姿勢を改めるようにとの前回の意見については全く回答をいただいております。実際に私自身が協議会事務局から聞き取りを行ない、本事業が「殺処分前提である」との言葉をはっきりと聞いております。殺処分前提の取り組み姿勢はおかしいとの指摘について、環境省として、協議会としてどのように考えているのかを明確に回答してください。真に「ご協力」を求めているのであれば、信頼関係を築くことからはじめなければいけません。貴省や協議会が情報公開を十分に行なわず、NPO等の市民団体との協議も欠落したまま本計画を強行するような硬直化した運営を続ける限り、満足な協力体制など構築できはしないと考えます。現に、この度の私宛の貴省らの回答を拝見する限りにおいても真摯な対応だと解することはできません。

4. 適切な譲渡を実現するため、譲渡希望者の審査をしております。各種証明書は、適切に継続して飼養できるかどうかをチェックするために必要と考えています。

→ネコが希少種を捕食して問題となっている各地の離島等でこれまで必要としなかったものを、なぜ奄美では新たに要求するのかお聞きしております。「適切に継続して飼養できるか」かどうかを検討するために、なぜプライバシーに深く関わるような納税証明書や所得証明書が必要となることにつながるのか、貴省の説明があまりにも粗雑であるために理解できません。適切に飼養できる譲渡希望者であるかどうか所得と直接的につながるものではありませんので、その関連性も含めて納税証明書や所得証明書を必要とする理論的な説明を求めます。また、譲渡希望者の適格不適格を判定するための審査基準が示されず、公正さに欠けるこの閉鎖的な審査制度を全国の、特に島嶼でのネコ対策に適用されることについても危惧しています。譲渡希望者に対する現審査制度を他の島嶼等においても適用していく予定があるのかどうかについてご返答ください。

5. 奄美における希少種や貴重な生態系の保護のため、ノネコ対策は重要であると考えています。一方で、ノネコ以外の要因についても優先順位をつけて対処していくことが必要であり、奄美大島ではマングース対策や交通事故対策に取り組んでいます。今後も、地域の方々や専門家の意見等を聞きつつ各種対策を進めていきたいと考えます。

→ネコへの対策は重要であり必要であるということはこちらとしても認識しております。ただ、明らかに近年高止まりしたままとなっているアマミノクロウサギの交通事故死への対策はおろそかにされている一方で、ノネコ駆除にのみ目立って予算と人員を偏らせているようにしかみえません。本種への個体数減少への影響の大きさを考えた場合、ネコ対策の重要性はもちろんですが、交通事故対策も優劣つけがたいほど優先度が高いはずですが、しかしながら、ネコ対策ほどの予算と人員を動員して有効性が認められる交通事故対策等が行なわれている形跡は見受けられません。私の不見識なのであれば申し訳ないのですが、どのような交通事故対策（チラシ配布や看板設置等以外で）に「取り組んで」いるのか具体的にご教示ください。してこなかったのであれば、なぜこれまで積極的な交通事故対策の取り組みがなされなかったのかをご説明ください。

また『奄美の明日を考える奄美国際ノネコ・シンポジウム』における「森で捕まえたネコに新しい飼い主が見つかるまで飼っておける施設を作ってください」との子どもたちの要望と、「殺処分前提」を明言する協議会の施設運営方針との整合性についてご説明ください。一見施設を造って要望に応えたようにみせかけておきながら、実際には飼い主をみつけようとする努力を尽くそうとせずに殺処分を行なう、といった子どもたちの気持ちを裏切る非倫理的な現方針に対しては、環境問題の普及啓発に力を入れている環境教育者としての立場から、非常に問題があると考えている次第です。環境教育においては、生命倫理の要素が必須であるという気風が若い教育者のなかでも高まりつつあります。子どもたちや教育者にも納得のいくような回答を是非提示していただきたいと思います。